

付 則

1. 本規則は、平成6年4月1日から施行する。
2. 第2章第7節及び第3章第3節の会員期間については、1994年3月31日以前に就職の人は、その就職の日を加入年月日とみなすものとする。

付 則（平成9年4月1日）

1. 本規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成11年1月1日）

1. 本規則は、平成11年1月1日から施行する。

付 則（平成12年1月1日）

1. 本規則は、平成12年1月1日から施行する。

付 則（平成13年1月1日）

1. 本規則は、平成13年1月1日から施行する。

付 則（平成15年1月1日）

1. 本規則は、平成15年1月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日）

1. 本規則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 第15条第2項の育児休業給付金について、2014年3月31日現在、給付されている会員は、13%相当額を30%相当額に読み替える。

付 則（平成28年8月1日）

1. 本規則は、平成28年8月1日から施行する。
2. 第15条第2頁の育児休業給付金について、2016年7月31日迄に、申請されている会員は、1年を経過後は30%相当額を40%相当額に読み替える。
3. 第16条第2頁の介護休業給付金について、2016年7月31日迄に、申請されている会員は、13%相当額を25%相当額に、60%相当額を40%相当額に読み替える。